

島根県医療介護総合確保促進基金事業実施要綱

1 目的

この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号、以下「医療介護総合確保促進法」という。）第4条に基づき策定された県計画に掲載された事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、別記に掲げる者とする。

3 事業内容

(1) 医師の確保対策事業

- ア 地域勤務医師応援事業 (別記1)
- イ 地域勤務医師赴任促進事業 (別記2)
- ウ 研修等受入事務補助者設置支援事業 (別記3)

(2) 看護職員の確保対策事業

- イ 看護職員キャリアアップ支援事業 (別記7)
- ウ 看護教員資質向上支援事業 (別記8)

(3) 各職種に共通する医療従事者確保対策事業

- ア 医療従事者の確保に関する支援事業 (別記9)
- イ 医療従事者研修環境整備事業 (別記10)

(4) 医療連携の推進に関する事業

- ア まめネット普及拡大支援事業 (別記11)

(5) 在宅医療の推進に関する事業

- ア 在宅医療に関する病院の体制整備事業 (別記12)

4 実施期間

医療介護総合確保促進法第4条に基づく島根県計画に定める期間とする。

5 県の補助

県は、予算の範囲内で、本事業に要する経費について、別に定める基準（交付要綱）により補助するものとする。

6 その他

この事業の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附則 (平成26年10月31日医第930号)
この要綱は、平成26年11月1日から適用する。

附則 (平成26年12月22日医第1128号)
この要綱は、平成26年12月22日から適用する。

附則 (平成27年10月9日医第791号)
この要綱は、平成27年10月10日から適用する。

附則 (平成28年3月25日医第1374号)
この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附則 (平成29年7月11日医第427号)
この要綱は、平成29年7月11日から施行し、平成29年度分の事業から適用する。

(別記1)

地域勤務医師応援事業

1 事業目的

医師が不足している過疎地域、離島の医療機関の取組みを支援することにより、当該地域における医師の離職防止と招へいの基盤づくりを行う。

2 事業内容

過疎地域、離島において医師の働く意欲を引き出す診療環境や勤務環境の改善、医師派遣元医療機関の負担軽減にかかる経費の一部を県が補助する。

(1) 事業主体

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む）、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する病院及びへき地診療所

(2) 運営基準

- ① (1)に掲げる医療機関が、当該医療機関に勤務する医師の処遇改善の手当を創設又は拡充すること。（補助は手当創設時又は拡充時の1回のみ）
- ② (1)に掲げる医療機関が、当該医療機関に勤務する医師の勤務環境改善のため民間住宅を借り上げること。
- ③ (1)に掲げる医療機関が、非常勤医師の応援を受け、その医師の応援を受けるために交通費等を支出すること。
- ④ (1)に掲げる医療機関が、医師の派遣を行い（定期的な派遣に限る）、それに伴い逸失利益を生じること。

逸失利益の計算方法：派遣元医療機関における直近の決算数値により算出される医師1人

1月あたりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額の合算額

※非常勤で勤務する場合は、派遣人数を常勤換算

(例) 週1回派遣する場合 派遣人数 = 1日 ÷ 5日 = 0.2人

- ⑤ (1)に掲げる医療機関が、医師の受入等準備に要する経費を支出すること。

(別記 2)

地域勤務医師赴任促進事業

1 事業目的

医師が不足している過疎地域、離島の医療機関が新たに雇用した医師に対して県内勤務中における必要な研修を受けるための資金貸与等を行う場合に、これを支援することにより当該病院への円滑な赴任を促進する。

2 事業内容

医師の赴任を促進する経費の一部を県が補助する。

(1) 事業主体

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第 33 条第 1 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する病院及びへき地診療所

(2) 運営基準

- ① (1) に掲げる医療機関が、新規に常勤雇用する者（当該医療機関の就業規則等に定める勤務時間の全てを勤務する者）又は新規に非常勤雇用する者で勤務日数等を勘案して知事が適当と認める者を対象として、当該医療機関において 1 年以上勤務することを返還免除の条件とする資金貸与制度を設け、当該制度に基づき事業を行う。
- ② (1) に掲げる医療機関が、新規に常勤雇用する者（当該医療機関の就業規則等に定める勤務時間の全てを勤務する者）又は新規に非常勤雇用する者で勤務日数等を勘案して知事が適当と認める者を対象として、当該医療機関において 1 年以上勤務することを条件とする給与の異動保障制度を設け、当該制度に基づき事業を行う。

(3) 留意事項

県のへき地医療奨学金貸与規則（平成 14 年島根県規則第 15 号）、医学生地域医療奨学金貸与規則（平成 18 年島根県規則第 14 号）、しまね医学生特別奨学金貸与規則（平成 18 年島根県規則第 47 号）、緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則（平成 21 年島根県規則第 48 号）、特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則（平成 22 年島根県規則第 21 号）又は研修医研修支援資金貸与規則（平成 22 年島根県規則第 22 号）に基づく貸与を受けた者及び自治医科大学の医学課程の修了者であって、当該大学の規定に基づく出身都道府県等における勤務義務期間内（義務年限内）の者については、本事業の対象としない。

また、前任地において本事業による貸与等を受け相当期間を経ずに赴任した者も対象としない。

(別記3)

研修等受入事務補助者設置支援事業

1 事業目的

研修医の臨床研修や、医学生等医療従事者養成施設の学生、高校生、中学生及び小学生の実習等を受け入れる病院の体制整備を図ることにより、医師等医療従事者の育成を推進する。

2 事業内容

研修や実習、体験の受入業務に従事する事務補助者の雇用にかかる経費の一部を県が補助する。

(1) 事業主体

県内に所在する病院

(2) 運営基準

(1)に掲げる病院が、当該病院に勤務する研修等受入事務補助者を新規に任用すること。(新たに研修や実習、体験の受入業務に専従することになる者であれば、院内異動であっても対象とする)

(3) 留意事項

医学生等医療従事者養成施設の学生、高校生、中学生及び小学生の実習等には必ず県、市町村又は医療従事者養成施設の要請に応じて行われる事業が含まれること。

(別記7)

看護職員キャリアアップ支援事業

1 事業目的

各病院の看護体制において中心的な役割を果たす中堅看護職員のモチベーション向上や資質向上に資する研修受講に対する支援を行い、各病院での看護職全体の資質向上や新人看護職員の育成、看護職員自身が安心して働ける職場環境づくりを推進する。

なお、研修事業のうち周産期医療の体制強化を目的とした「助産師出向支援事業」及び在宅医療の推進を目的とした「特定行為に係る看護師の研修」については、重点的に取組みの促進を図る。

2 事業内容

中堅看護職員（経験年数5年以上とする。但し、助産師出向支援事業についてはこの限りではない。）が資質向上に資する研修を受講する場合の経費を県が補助する。

(1) 事業主体

県内に所在する病院及び訪問看護ステーション

(2) 運営基準

(1)に掲げる事業主体が、実務経験5年以上の看護職員（但し、助産師出向支援事業についてはこの限りではない。）を対象として、他施設等でのキャリアアップのための研修を受講させるものとする。

(3) 留意事項

- ① 自施設で研修実施する場合の経費は補助の対象としない。但し、他施設の職員に併任・兼職等の辞令を行い自施設で研修実施する場合など、知事が特に認める場合はその限りではない。
- ② 他の補助事業と対象経費の重複がないよう十分留意すること。
- ③ 長期滞在に要する経費とは、賃借料、光熱水費、消耗品費その他の生活の本拠地以外に滞在することで生じた必要経費をいう。

(別記8)

看護教員資質向上支援事業

1 事業目的

看護師等学校養成所の専任教員はカリキュラムをより効果的に教授することや、各教育課程で示された看護基礎教育卒業時に全ての学生が修得しておく必要のある技術項目について、学生に適切な技術指導を行い、確実に到達目標に導くことが求められている。

このため、専任教員の看護基礎教育に関する知識・技術の修得に資する研修受講を推進し、もって県内養成所の看護基礎教育の充実向上を図る。

2 事業内容

専任教員が看護基礎教育に関する知識・技術の修得に資する研修を受講する場合(自施設で研修を実施する場合を含む。)の経費を県が補助する。

(1) 事業主体

県内に所在する看護師等養成所(但し、大学を除く。)

(2) 運営基準

(1)に掲げる事業主体が、専任教員を対象として、看護基礎教育に関する知識・技術の修得に資する研修を受講させるものとする。

(3) 留意事項

自施設で実施する研修については、県内看護師等養成所の専任教員の参加を公募する場合に限る。

(別記9)

医療従事者の確保に関する支援事業

1 事業目的

各病院が独自に取り組む医療従事者確保のための勧誘活動を支援することで、県内の医療従事者の確保を推進する。

2 事業内容

各病院が独自に取り組む医療従事者確保のための勧誘活動に要する経費を県が補助する。

(1) 事業主体

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む）、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する病院

(2) 運営基準

(1)に掲げる事業主体が、医療従事者の確保のために必要な勧誘活動などに取り組むものとする。

(3) 留意事項

- ① 食糧費に該当する経費は対象外とする。
- ② 有料職業紹介事業者への手数料は対象外とする。

(別記10)

医療従事者研修環境整備事業

1 事業目的

県内の各医療圏域での研修開催にかかる経費を支援することで、医療従事者（潜在看護職員等、今後医療従事者として勤務する意思のある者も含む。）の研修機会を確保し、もって医療技術及び提供医療の向上を図る。

2 事業内容

二次医療圏域ごとに圏域内の医療従事者を対象とした医療技術及び提供医療の向上に資する研修を実施する場合の経費を県が補助する。

(1) 事業主体

県内に所在する病院（各二次医療圏域あたり1病院程度を補助対象とする。）

(2) 運営基準

(1)に掲げる事業主体（事業実施病院）が、二次医療圏域ごとに圏域内の医療従事者を対象とした医療技術及び提供医療の向上に資する研修を実施するものとする。

（事業実施病院に勤務する者のみを対象とした研修は、本事業の補助対象としない。）

(3) 留意事項

①事業実施病院は、各二次医療圏域あたり1病院程度とするが、圏域の地理的条件、研修内容等を勘案し、複数の病院での実施を認める場合もある。

②事業実施病院は、圏域内の医療従事者の研修ニーズを把握し、研修内容を企画・調整するよう努めるものとする。なお、他圏域からの研修参加（受入）は制限するものではない。

③本事業の対象となる研修の例は次のようなものが考えられる。

- ・潜在看護職員等の復職支援研修
- ・医療シミュレーター研修に携わる指導者養成
- ・シミュレーターを用いた医療従事者向け研修会
- ・症例検討会
- ・他機関（消防機関等）と連携した研修
- ・医師、看護職員等の実習受入に携わる指導者養成 等

(別記 1 1)

まめネット普及拡大支援事業

1 事業目的

まめネットの連携カルテサービスを利用する医療機関において、患者に対してまめネット同意カードを勧奨するための経費を補助することにより、まめネットの普及拡大を図り、医療機関間の診療情報の連携を促進する。

2 事業内容

医療機関において、カードの普及拡大を行うための人員（以下、「まめネット普及支援員」という。）配置に要する人件費、事務費等を助成し、入院患者、退院患者、外来患者等へのカードの周知、勧誘、加入促進などを支援するものとする。

(1) 事業主体

県内に所在する病院（連携カルテサービスを利用する病院に限る）

(2) 運営基準

ア まめネット普及支援員として専従する人員を新たに任用し、入院患者、退院患者、外来患者等へのカードの周知、勧誘、加入促進などの普及拡大業務を行うこと。なお、新たに業務に従事することになるものであれば、院内異動であっても可とする。

イ まめネット普及支援員は、紹介状、診療・検査予約、画像送受信、地域連携パスなど、連携カルテサービス以外の連携アプリケーションの利用促進を併せて行うことも可とする。

ウ NPO法人しまね医療情報ネットワーク協会から同協会職員の派遣申し出があった場合には受け入れ、連携して業務を行うこと。

エ まめネット普及支援員は、NPO法人しまね医療情報ネットワーク協会が行う研修を受講すること。

オ この補助事業を実施する医療機関は、毎月、事業遂行状況を報告すること。

カ 過去1年以内に「まめネット普及拡大支援事業」の補助金交付を受けたことがある事業者が申請する場合、申請日が属する月の前3か月における「新規カード発行数/外来患者延数」の平均が0.25%以上である、又は、過去にNPO法人しまね医療情報ネットワーク協会職員の派遣を受け入れたことがあること。

(別記12)

在宅医療に関する病院の体制整備事業

1 事業目的

病院は、在宅医療を最前線で行う診療所や各種訪問サービス事業所の後方支援機関として、在宅で療養する患者の急変時の入院対応等を本来的な役割としつつも、地域の実情などから、自ら訪問診療や訪問看護を実施するなどの柔軟な対応を行っていく必要があるが、病院が在宅医療を地域で主体的に推進していくためには、病院に勤務する全ての職種がその必要性を十分理解した上で、組織全体で取り組むことが不可欠である。

そこで、病院における研修をはじめとする体制整備を総合的に支援することにより、在宅医療の推進を図ることとする。

2 事業内容

病院が、職員を対象とした在宅医療に関する研修の実施や、院内における在宅医療推進に向けた体制整備に係る経費を県が補助する。

(1) 事業主体

県内に所在する病院

(2) 運営基準

(1)に掲げる事業主体(事業実施病院)が、在宅医療推進に関する病院の体制整備に関する事業計画書を作成するものとする。

(3) 留意事項

①本事業の対象となる研修の例は次のようなものが考えられる。

- ・院内における協議会組織の設立
- ・病院が企画する病院職員向けの講演会
- ・外部が企画する研修(訪問看護集中セミナー等)への参加
- ・在宅での療養生活を見据えた入退院時における対応マニュアルの策定
- ・訪問診療を行う診療所、訪問看護ステーションにおける派遣研修等

②他の補助事業と対象経費の重複がないよう十分留意すること。